

2007 年度 卒業論文

終身刑導入の是非
—最も望ましい刑を求めて—

指導教員：小関隆志
明治大学経営学部経営学科
学籍番号：1710040243
4年15組7番 上野由香里

目次

序論

第1章 終身刑と仮釈放

- 1・終身刑とは
- 2・仮釈放

第2章 世界の終身刑

- 1・アメリカの終身刑
 - (1) アメリカの終身刑の実態
 - (2) 終身刑に対する世論
 - (3) 終身刑受刑者の態度・扱い
- 2・フランスの終身刑
- 3・その他の国の終身刑

第3章 日本の無期刑と終身刑

- 1・日本の無期刑の実態と問題点
 - (1) 仮釈放の実態と無期刑の増加
 - (2) 受刑者の健康状態と刑務所の待遇
- 2・終身刑と無期刑の比較と日本の改善点
- 3・政府の出した問題点への反論

結論 最も望ましい刑とは

参考・引用文献・URL

序論

2000年10月10日、自民党、公明党、保守党の与党三党が終身刑導入のための「終身刑プロジェクト」を発足させた。このプロジェクトは死刑廃止という文脈を切り離して、終身刑そのものだけを導入するというものであるが、専門家は終身刑の導入が活発に議論され、それが本当に現実化されることは死刑執行抑止になるだろし、死刑判決の抑止にもなるだろうと論じている。この死刑を廃止して終身刑を導入するということに対しては世論の支持も多い。1994年にNHKが独自に調査した結果では、「終身刑を創設して死刑を廃止することに賛成か」という質問にしたところ、賛成が47%、反対が43%と微量ながらも賛成が反対を上回った⁽¹⁾。

また、2003年2月にテレビ朝日のニュースステーションが行った世論調査によれば、「仮釈放のない終身刑を導入して死刑を廃止すべき」という意見が29.9%あった⁽²⁾。

国会議員についても、終身刑支持の方向に向かいつつある。死刑廃止フォーラムが1996年10月に、衆議院選挙の当選者を対象に行ったアンケートでも、「終身刑などの代替刑や被害者支援の充実など条件を整えて死刑を廃止すべきだ」と回答した議員が50.9%にのぼった。

死刑の執行を停止し、終身刑を導入すべきだという意見は、世論だけではなく、日弁連や宗教界にも広がっている。キリスト教諸教団をはじめ、仏教界でも、真宗大谷派が98年6月に「死刑制度を見直し、死刑の停止を求める」声明を出し、天台宗でも99年4月に「死刑執行を停止し、被害者や遺族との悲しみの共有と償いが可能な社会をつくる」声明を出している。また、近年では、地裁・高裁レベルでは死刑の求刑に対して、死刑判決を回避する傾向にある⁽³⁾。

また、世界でも死刑の代替刑として終身刑を導入する傾向にある。欧米やロシア、中国など30カ国以上が仮釈放の有無の差はあるが終身刑を導入している。

しかし世論や世界の終身刑支持に反して、法務省は2000年10月17日、「終身刑に反対」の意見を明らかにした。その理由は、(1)社会復帰を前提とした処遇制度の現状に妥当しない、(2)受刑者処遇に困難を伴うこと、(3)新たな体制設備が必要であること、等をあげているほか、現状の無期懲役が事実上の終身刑の役割を果たしているとしている。

しかし本当にこの法務省の意見は正しいのだろうか。世論が支持する終身刑とは今の無期懲役とどう異なり、どう優れているのか。そして終身刑を日本は導入すべきか。本稿では以上のことを世界の終身刑と日本の無期懲役の相違と問題点、現状をふまえながら分析

(1) 同時期に朝日新聞社が同じ質問で調査したところ、賛成が59.8%となった。

(2) また「死刑存置」が45.7%、「ただちに死刑を廃止すべき」が2.1%、「どちらともいえない」20.8%、「わからない」1.4%であった。

(3) 有名な例では97年2月に広島高裁が言い渡した無期懲役判決で、前の事件で無期懲役判決を受けて仮釈放中の人物が起こした強盗殺人事件に、「死刑と無機の間には無限の隔りがある。裁判所としては、仮出所のない無期懲役を考えても良いと思う。」という裁判官の意見から無期懲役を言い渡した。

していく。そして終身刑を導入するならどのような終身刑が望ましいかを結論で述べていく。なお、本稿では死刑の代替刑として終身刑を導入する、ということを前提とする。

第1章 終身刑と仮釈放

1・終身刑とは

終身刑と日本で言ったとき、それは仮釈放がなく、受刑者が死ぬまで刑務所内で過ごさなければならない刑のことをさしている。しかしそれは終身刑の一つの形ではあるが、それだけが終身刑ではない。

実際の終身刑とは、仮釈放のない終身刑と仮釈放のある終身刑の2パターンが存在する。日本の無期懲役というのも実は終身刑に該当するのである。しかし本稿では進行上、日本の終身刑を無期刑、世界で行われているのを終身刑として区別して述べていく。

2パターンしかないといったが、実は仮釈放のない終身刑を言い渡されても、恩赦によって何年かすると仮釈放されるものもある。第2章でふれるが、実際ほとんどの国がこの恩赦のある終身刑を導入している。

2・仮釈放

無期刑の仮釈放とは、刑法28条⁽⁴⁾で、10年以上服役すれば仮釈放できる規定になっている。しかし、これはあくまでも仮釈放の申請が可能になるというだけのものであり、実際に仮釈放できるということではない。また、仮釈放の申請は受刑者本人にはその権利がなく、行刑当局の裁量で行われている、が、その仮釈放の基準というのは一般にはもちろん研究者にも明らかにされていない。この申請は法務省の地方更生保護委員会に対して行われ、同委員会が仮釈放の許否を決定する。

仮釈放期間にも無期刑は他の有期刑とは異なるところがある。有期刑とは仮釈放期間が定められているが、無期刑の場合、仮釈放期間は恩赦などの措置がない限り一生続く。つまり、死ぬまで保護観察に付けられるのである。このことは、例えば信号無視などのどんなささいな犯罪でも仮釈放中に犯してしまえば、またすぐに刑務所に逆戻りになるということになり、仮釈放といっても結局は死ぬまで神経を使って生きなければいけないのである。

この仮釈放制度についてはまだまだ問題があるが、それは第3章で述べることとする。

⁽⁴⁾ 『三省堂新六法1990』三省堂、1989年、p.737.

第2章 世界の終身刑

日本の無期懲役と終身刑を比較する際にあたって、日本では終身刑が存在しないので、本稿では世界の終身刑を参考に無期懲役と終身刑を比較していく。

1・アメリカの終身刑

アメリカは州ごとに法律があり、死刑の存廃や終身刑も州によって異なるので、他の国と比較しても参考になるので、まず最初にアメリカの終身刑について述べていく。

(1) アメリカの終身刑の実態

アメリカの終身刑にはパロール（日本でいう仮釈放）がある終身刑とパロールのない終身刑がある。現在では33の州、コロンビア地区および連邦政府がパロールのない終身刑を、14の州がパロールのある終身刑を採用している⁽⁵⁾。また、パロールのない終身刑でも20年ないし25年を経過すれば仮釈放するのもあり、事実上パロールのある終身刑と同等のものもある。これは20年ないし25年すぎてパロールにしても多くは老人となっているので、死刑に相当するような凶悪な犯罪を犯す危険性が皆無であるという考えからである⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

刑罰に対してどの制度を取り入れるのかは州によって異なる。アメリカには死刑相当の犯罪に対する者への刑罰の種類が大きく分けて6種類存在する⁽⁸⁾。

①死刑、パロールのない終身刑、パロールのある終身刑の3種類から選択

これは主にケンタッキー州が行っている。

②死刑・最低10年までパロールにしない終身刑・パロールのある終身刑の3種類からの選択⁽⁹⁾

メリーランド、オクラホマ、ネバタ、モンタナ、ワシントンの諸州

③死刑・パロールのない終身刑の2種類からの選択

アラバマ、アーカンソー、カリフォルニア、他16州

④死刑・年齢制限のある終身刑の2種類からの選択

アリゾナ、コロラド、オハイオ、オレゴンなど

⑤パロールのない終身刑・パロールのある終身刑の2種類からの選択

死刑廃止州のロードアイランド、ウェストバージニア、メインなど

(5) パロールのある終身刑のパロールにするまでの期間は少なくとも25年としている。

(6) 菊田幸一『死刑廃止に向けて 代替刑の提唱』明石書店、2005年、p.277.

(7) ただしアメリカは死刑相当犯罪が第一級謀殺罪だけではなく、常習累犯罪やアルコール、麻薬中毒者にも適用しているので、この辺の犯罪になると年齢問わず犯す可能性がある。

(8) 菊田幸一、前掲書、p.268.

(9) ここでいうパロールのある終身刑とは25年間経過後にパロールにするということで、10年間経過後にパロールする刑とは区別している。

⑥パロールのない終身刑のみ

ハワイ、アイオワ、マサチューセッツ、ミシガンなど

以上のように分けたが、厳格には同じ終身刑を採用している州がないとまでされているほど、アメリカの終身刑は多種多様なものである。

刑の違いだけでなく、パロールに関しても州ごとの特徴がある。判決後いつでもパロールの資格を与えているものもあれば、6ヶ月あるいは25年後というものもある。また、10の州では知事がパロールの条件をつけるか、あるいは有期刑に変えるかのいずれかを認める権限が与えられている。しかし25年経過してもパロールされないということも往々して存在する。

アメリカでは終身刑が様々な形で多くの州に採用されているが、この背景には1972年のファーマン対ジョージア州事件が関係している。この事件で連邦最高裁が各州法の死刑制度を違憲とし、無期刑を活用するように促したことを受けて、全州にわたって終身刑が制定されるようになったのである。また、1994年に「三振アウト法」が制定されたことも終身刑を活発化させた要因の一つといえる。「三振アウト法」とは、条件付であるが、三回の有罪で絶対刑が言い渡されることとする法である。このため多くの州で終身刑受刑者が増加したのである⁽¹⁰⁾。

しかしその終身刑の濫用には問題が多くある。まず一つは場所の問題である。年々増えていく受刑者を収容しておくだけの刑務所がなくなってしまい、民間の刑務所に頼らざるをえなくなるという事態を招くことになるのである。もう一つの問題はコストである。終身刑の過剰濫用はその分だけ多くの費用がかかることになる。2002年の調査では、終身刑受刑者一人当たりの収容に要した費用が、アラバマでは約9,500ドル、カリフォルニアでは毎年31,000ドル要しているのである。また、受刑者の高齢化に伴い医療費も嵩むようになり、収容期間が長期化するほどコストに問題が生じるのである。

(2) 終身刑に対する世論

アメリカでは終身刑について世論の支持も厚い。オクラホマの調査では、もし終身刑を採用するなら死刑の廃止に反対しないとの世論が過半数をこえている⁽¹¹⁾。

しかし世論は、その終身刑には死刑相当の重い罰を願っている。日本ではすぐに仮釈放されてしまう無期懲役に対して不満の声が強く、多くの人がもっと重い罰を願っているが、アメリカでもその想いは同じなのである。1991年ネブラスカ州で、「死刑の代替案として①

⁽¹⁰⁾ 終身刑受刑者の数は年々増加している。終身刑を言い渡された者の数は、1992年には69,845人だったが、2003年には127,677人と83%の上昇をみせた。

⁽¹¹⁾ その他に、1993年4月のGreenberg/Lake and Tarrance Group調査によれば、1000人の死刑支持のアメリカ人のうち、パロールのない終身刑および賠償要求が附加されるという条件の下で、死刑支持が41%、終身刑支持が44%となった。さらに賠償を附加し、25年間は釈放しない制度を採用するという条件では死刑支持が33%まで低下した。

25年間はパロールのない終身刑、②40年はパロールのない終身刑、③パロールのない終身刑、④パロールのない終身刑に被害者家族への賠償を附加する」という四つの提示の中から選ばせる世論調査を電話でした結果がある。

①25年間はパロールのない終身刑

賛成 31.0% 死刑支持 51.6% わからない 13.0%

②40年はパロールのない終身刑

賛成 39.7% 死刑支持 46.4% わからない 10.7%

③パロールのない終身刑

賛成 46.0% 死刑支持 42.9% わからない 8.9%

④パロールのない終身刑＋損害賠償

賛成 64.2% 死刑支持 26.1% わからない 7.3%⁽¹²⁾

以上の結果を見ると刑が重ければ重いだけ終身刑の支持が増え、①と②では倍以上も支持が増えている。

それに応じて、アラバマ、ルイジアナ州では「パロールのない終身刑は、パロールなし、減刑なし、生命を終えるまで出てくることはない」と公言している。また、サウス・ダコタ州では、減刑委員会または知事が減刑権を有しているが、74年以来減刑された者はいないという事実がある⁽¹³⁾。損害賠償については、93年にネブラスカ州では死刑を廃止する代わりにパロールのない終身刑に損害賠償を附加している。

(3) 終身刑受刑者の態度・扱い

終身刑受刑者は、もう外の世界に出られないことを嘆き、情緒不安定になったり、これ以上罪を重ねても同じだと思えば凶暴になったりするというイメージがあるが、アメリカの終身刑受刑者は決してそうではない。2002年9月22日のニューヨーク・タイムズにはミシガン州の終身刑受刑者についてこう書いてある。「彼らは一般受刑者と比較して問題をおこすことは少ない」、「彼らは一般に孤立することなく穏健であり、規則に従順であり、逃走を企てることはない。彼らは入所時には一日23時間、週7日間は施錠した部屋に入れられ、ドアの小さな穴から食事を差し入れられるが、規則違反がなければ、その後は大きな、明るい部屋に入れられ、250人の他の受刑者と一緒に食事をしてテレビを観る」⁽¹⁴⁾。また、ミシガン矯正局のレオ・ラロンデ(Leo Lalonde)氏は、「入所後、数年経つと時間と場所に適合し、善良な受刑者となる。むしろ問題なのは短期受刑者である」と述べてい

(12) 編者 年報・死刑廃止編集委員会『年報・死刑廃止 2003 死刑廃止法案』(菊田幸一「死刑に代替する終身刑」)インパクト出版会、2003年、pp.49-50.

(13) 菊田幸一、前掲書、p.271.

(14) 編者 年報・死刑廃止編集委員会、前掲書、p.54.

る⁽¹⁵⁾。ニューヨーク州にあるシンシン刑務所長のローウ (L.E. Lawes) 氏によると、終身刑受刑者は模範囚であり、勤勉で規則正しいという事実がある⁽¹⁶⁾。その理由として、終身刑を言い渡されるような受刑者の多くは初犯であり、一時的な感情で犯罪を犯してしまうので、同じ過ちを繰り返すことは少ないということがあげられている⁽¹⁷⁾。また、健康状態についても病気または精神障害による健康上の問題のある者は、ほぼ1割にすぎないと報告されている。

以上のような、場所に適合して善良な受刑者となるために、刑務所内の環境も精神ストレスを与えないように考慮されている。アメリカの刑務所はオープンなところがある。一人ひとりが個室にいるのではなく、何人かで生活を共にする。メリーランド州の終身刑受刑者の刑務所では、各房にテレビがあり、ビリヤード、卓球、チェス、トランプ等ができるリクリエーションルームは、1日4時間利用ができる。また、シャワーも毎日浴びることもできるし、電話をすることもできる。リクリエーションルームで受刑者と刑務官が楽しそうに談話をしている光景も珍しいものではない。面会室は遮蔽板がなく、大きなカウンターで立会人なしで面会人に会うことができるし、抱擁することも可能である。明治大学教授の菊田幸一氏のインタビューによれば、ニューヨークのある終身刑受刑者は「ここから外に出られないだけで、今は、ここでの生活に何の不满もない。」⁽¹⁸⁾と言っている。刑務所とは決められた粗悪な牢屋で一日を過ごすというイメージがあるが、アメリカの終身刑受刑者にはある程度の自由が与えられている。このことが受刑者に閉塞感を与えない要因になっているであろう。

更生プログラムの充実も受刑者の心の安定をはかる上で重要な働きをしている。アメリカでは刑務所内で大学講義の授業を通信教育で受けられたり、資格獲得のための機会が設けられている。また、職業訓練、カウンセリング、刑務作業、地域社会奉仕などを通じて社会と接点を持つことも要請されている。アメリカでは歴史的に刑務所では受刑者を単に拘禁するところではなく、社会復帰の準備期間とする観念があるので、このように更生プログラムも充実したものになっているのであろう。

2・フランスの終身刑

日本と同じように仮釈放を残している国としてフランスを例に挙げてみる。フランスの終身刑は15年の刑の執行の後に仮釈放の申請ができる。また、刑を言い渡された時に、15年以上の刑期を科された場合は、その期間を待ってから申請ができる。その申請は受刑者自身によって行うことを許されている。仮釈放を与えられるためには、受刑者は「再適応

⁽¹⁵⁾ 菊田幸一、前掲書、p.272.

⁽¹⁶⁾ *FEDERAL PROBATION*, March 1962. Vol.25, No.15.

⁽¹⁷⁾ ある調査によれば、終身刑受刑者の釈放後の再犯は、それ以外の者と比較して少なく、他の前科者の3分の1であった。(『龍谷大学 矯正・保護研究センター研究年報 No.3』、2006年、p.41.)

⁽¹⁸⁾ 編者 年報・死刑廃止編集委員会、前掲書、p.80.

のための真摯な努力」を示さなくてはならない。しかし仮釈放の付与は行政局の自由な評価に任されているので、主観的になりやすい面もある。1995年から2005年までに出所するまでの受刑者の服役期間を調べたところ、平均して20年を超えていることがわかった。このうち5人に1人は22年以上拘禁されていることも判明した。また、中には40年以上にわたって拘禁されている者は3人、30年以上の者が17名いたこともわかった。フランスでも仮釈放の申請がなかなか通らず、仮釈放される者の数が年々減少していているという現状がある。しかし2000年の法改正後、仮釈放の決定権が今までの司法大臣から、合議体の裁判所に移ったことにより、2001年からは仮釈放の数が増えていった。

仮釈放を受けた者は、一定の義務を定められた期間（試験期間）遵守し、援助・監督処分に服さなければならない。その期間を遵守すれば、刑は試験期間末に終了したことになり、遵守できなかった場合、仮釈放の利益を失い刑期を終えるためにまた刑務所に戻らなくてはならない。この試験期間は終身刑受刑者では5年以上10年未満と定められていて、10年を超えることは許されていない。

3・その他の国の終身刑

仮釈放のない終身刑を導入している国は実は少ない。その中でも恩赦や減刑によって仮釈放を許される国も存在する。以下は仮釈放のない終身刑を導入している国である。

- オーストラリア・・・一部の州で、死刑の廃止後に仮釈放のない終身刑を導入。
- オランダ・・・1870年に通常犯罪において死刑が廃止された際、仮釈放のない終身刑が導入された。しかしその適用はかなり稀であり、例外的に仮釈放が認められる場合もある。
- 中華人民共和国（香港・マカオを除く）・・・1997年累犯者および殺人や強姦などの暴力犯罪で無期懲役の判決を受けた場合、仮釈放を認めないとする規定が設けられた（中国刑法81条）。ただし恩赦・減刑の可能性が残されている。暴力犯罪以外で無期懲役の判決を受けた者（累犯者を除く）に対しては、10年経過後、仮釈放を認めている。
- スウェーデン・・・仮釈放のない終身刑はあるが、運用上、すべて恩赦により有期刑（最長は16年）に減刑される。
- ハンガリー・・・1998年の法改正により、1999年3月1日から仮釈放のない終身刑が創設された。仮釈放のある終身刑もある。
- スイス・・・仮釈放のない終身刑を導入している。
- デンマーク・・・仮釈放のない終身刑を導入している。しかし恩赦制度により、終身刑受刑者は12年経過後に恩赦に関する聴聞を受ける権利があり、平均16年で出所している。

他にはフィリピンやベトナム等も仮釈放のない終身刑を導入しているが、恩赦の可能性はどの国でも残している。

仮釈放のない終身刑を導入している国を挙げてきたが実は少数で、ほとんどの国が仮釈放のある終身刑を導入している。仮釈放のある終身刑を導入している主要国については、以下のようになっている。

- イギリス・・・イギリスでは終身刑において、裁判官又は内務大臣が最低拘禁期間（タリフ）を定める。非常に重大な犯罪に対しては、終身のタリフを定めることもできるので、仮釈放のない終身刑も存在しているが、その場合は恩赦および25年後の再審査による減刑の可能性は残されている⁽¹⁹⁾。ただし21歳未満の者に対しては、終身のタリフを定めることはできないようになっている。イギリスにおいてもアメリカ同様、終身刑受刑者の数が年々増加している。その理由として、1997年に制定された「ツー・ストライク・ルール」というものがある。この規定は、重大な犯罪を2回行った者は自動的に終身刑が適用されるというものである。この規定と、終身刑に科す犯罪の種類が増えたことが終身刑受刑者の増加に繋がっているのである⁽²⁰⁾。
- ドイツ・・・以前は仮釈放のない終身刑を置いていたが、1977年に最高裁で違憲とされ、1981年に廃止された⁽²¹⁾。現在の終身刑は最低15年の服役後、仮釈放が許可され、多くは20年以内に仮釈放されている。ただし21歳未満の者には終身刑は適用されず、14歳以上18歳未満は10年の有期刑、18歳以上21歳未満は15年の有期刑が上限となっている。
- イタリア・・・終身刑の受刑者に対しては、21年あるいは26年を経過した後、仮釈放を認めることができる。また、10年以上服役した受刑者に対しては、外泊または外部通勤を認めることもできる。
- デンマーク・・・平均服役期間は16年と少ないが、犯罪の程度によって刑期が長期に及ぶこともある。仮釈放の制度はないが、恩赦が十分に活用されている。12年経過後、恩赦による審査を受ける権利が与えられ、恩赦が与えられた者は5年間の保護観察つきで社会に復帰することができる。

以上を見ても終身刑は15～25年程度で仮釈放の審査を受けられるようになっている。また、ほとんどの国が恩赦によって減刑できる余地を残している。このことは、ヨ

⁽¹⁹⁾ 2006年の調査では、約5300人の終身刑受刑者のうち、終生の服役を定められている受刑者は30人である。

⁽²⁰⁾ 謀殺罪、故殺罪、強盗罪、放火罪、強姦罪、誘拐罪、爆発物関連の犯罪に適用される。

⁽²¹⁾ 1977年、連邦憲法裁判所が、仮釈放のない終身刑について人格破壊の可能性を肯定し、終身刑の人間の尊厳に合致した執行は恩赦制度のみによっては不十分であって仮釈放の立法を立法者の憲法上の義務と判示した。

ヨーロッパで仮釈放のない終身刑廃止の流れがあることと関係している。死刑に次いで、仮釈放のない終身刑を廃止すべきだとの意見がヨーロッパ各国にある。しかしそれは犯罪者の罰を軽くしたいというわけではない。終身刑廃止支持者は、ただ人道的な罰を与え、一生をかけて罪を償って欲しいという願いから、廃止を望む傾向にある。それなのでヨーロッパでは仮釈放のある終身刑を導入している国でも恩赦の可能性を残し、実質仮釈放のない終身刑を導入する国はないといわれている。

第3章 日本の無期刑と終身刑

1・日本の無期刑の実態と問題点

(1) 仮釈放の実態と無期刑の増加

無期刑とは満期のない刑であるが、日本の無期刑とは最低服役年数が10年と法律で定められている。しかし現状ではそうではない。実際に仮釈放された者の平均在所期間を計算してみると、実は13年6ヶ月という数値が導きだせる。しかしこれもまた、仮釈放された者の平均服役年数であって平均的な無期刑受刑者がこれだけ服役すれば仮釈放できるという期間ではない。現在在所している人の平均服役期間はまたこれと異なるのである。また、この仮釈放者の平均服役期間も年々長期化してきている⁽²²⁾。

表1 無期懲役受刑者の仮釈放許可人員の在所期間別人員⁽²³⁾

年次	総数 (人数)	12年 以内	14年 以内	16年 以内	18年 以内	20年 以内	20年超
1976～1980年 (平均人員)	51	0.8	7.6	24.2	11	4.2	3.2
1981～1985年 (平均人員)	46.4	1.2	9.6	18.4	10.8	3.8	2.6
1986年	28		3	15	6	2	2
1987年	25	2	2	12	7	2	
1988年	11		1	5	2	1	2
1989年	13			5	1	3	4
1990年	17			5	3	4	5
1991年	33		1	12	8	6	6
1992年	21			6	1	6	8
1993年	16	1		4	5	4	2
1994年	15				8	3	4
1995年	15			1	5	4	5
1996年	9		1			5	3
1997年	13		1			4	8
1998年	14					5	9
1999年	9					3	6
2000年	6						6

(出所) 平成3年および13年版犯罪白書

⁽²²⁾ 1997年を例にとると、同年における出所者の平均在所期間は約248ヶ月(約21年6ヶ月)である。

⁽²³⁾ 表1、2、3ともに年報・死刑廃止編集委員会、前掲書、pp.282-283.

表2 年末在所無期刑受刑者数

1988年	834人
1989年	864人
1990年	888人
1991年	870人
1992年	873人
1993年	883人
1994年	894人
1995年	909人
1996年	923人
1997年	938人
1998年	968人
1999年	1002人
2000年	1047人

(出所) 平成13年版犯罪白書

表3 新規無期刑確定者数

1991年	24人
1992年	29人
1993年	27人
1994年	35人
1995年	35人
1996年	34人
1997年	32人
1998年	45人
1999年	48人
2000年	59人

(出所) 平成13年版犯罪白書

表1をみると、1976～1987年では15年以上16年以内に仮釈放されている者が圧倒的に多いが、それ以降では1991年を除いて15年以上20年超に同じ人数くらい点在していく。1996年～1999年においては19年以上の者がほとんどになり、2000年になると仮釈放できた者全員が20年以上服役しているという結果になり、仮釈放の長期化が窺える。

表2、3から年々無期刑確定者、無期刑受刑者の数が増えていっているのに対し、表1から仮釈放されている人数も年々減ってきているのがわかる。1986年と2000年では約5倍もの差がある。また、この表にはないが、2000年以降では、20年以内で仮釈放できた者は3名のみになっている。1999年の調査では、1002名の終身刑受刑者のうち、25年以上の無期刑が継続しているものは、25年以上30年未満が27名、30年以上35年未満が17名、35年以上40年未満が7名、40年以上45年未満が7名、45年以上が4名いるということがわかった⁽²⁴⁾。中でも45年以上の4名のうち1名は50年を超えることが判明している。このような結果から、無期刑の増加と、仮釈放の審査・決定が非常に制約されていることがわかる。そもそも仮釈放とは第1章で述べたようにその基準も公表されておらず、受刑者には仮釈放の申請の権利も与えられていない。仮釈放申請は、あくまでも刑務所長の権限で行われるので、審査結果はもちろん、審査対象となっている受刑者には自分が審査対象となっていることは報告されないのである。また、仮釈放の条件として犯罪への改悛が見られたときとされているが、受刑態度の評価は主観的になりやすい。このような曖昧さの中できちんとした仮釈放がなされていくことは困

⁽²⁴⁾ 1999年5月25日に参議院議員・福島瑞穂氏の国会法第74条による質問に対し、当局が明らかにした。

難であろう。仮釈放が制約されている理由としてもう一つ原因がある。それが検察庁の出している秘密通達である⁽²⁵⁾。この秘密通達の中で最高検次長検事は、検事長に対し、無期懲役が確定した事件のうち、動機や結果が死刑事件に準ずるくらい悪質などの「マル特無期事件」⁽²⁶⁾について、刑務所長・地方更生保護委員会からの意見照会に対し、仮出獄不許可の意見を作成し、事実上の終身刑とするように求められている。このような通達が出されることにより、仮釈放者の減少と服役期間の長期化が促進されている。

(2) 受刑者の健康状態と刑務所の待遇

日本の無期刑受刑者には心身の異常が多い。1996年の法務年鑑によると、L級刑務所（無期刑受刑者用の刑務所）における同年末現在の全収容者2969人の内、256名（9.0%）が「精神障害あり」と報告されている。そのなかでも精神病質が115名（3.9%）もいる。この割合は他のM級施設（精神障害施設）の収容者（2.4%）をしのぎ、他の分類施設のなかでもっとも高率を占めている。

このことは仮釈放の制度と日本の刑務所の実態と関係している。仮釈放の制度は前頁で述べたように、基準が曖昧で、受刑者はいつ仮釈放されるのかわからない。20年経っても25年経っても仮釈放されず、自分はこのまま死ぬまで刑務所にいなくてはいけないのではないかという不安と絶望に駆られて、精神を病むものが多い。

日本の刑務所内の実態を見てみると、テレビを見られる部屋もあれば、囲碁などでもできる場所もある。電話や文通も可能であるし、面会だってできる。しかし無期刑受刑者の全てのものがこのような環境で過ごしているわけではない。衆議院植田至紀議員の質問主意書に対する2000年12月26日付の答弁書で、昼夜間独居拘禁を受けている受刑者は全受刑者の4%以上、数にして2000人以上、5年以上が65人、10年以上が28人、最長で37年も拘禁されていて、このうち一名を除いて全員が無期刑受刑者であることが判明した⁽²⁷⁾。37年の独居拘禁は世界的にも例を見ない過酷な状態である。昼夜間独居拘禁とは、「刑務所内の規律秩序を害する恐れがあるという理由で、受刑者を工場に出さないで、作業は狭い独房で、袋貼りなどの作業を行う特別の処遇である」⁽²⁸⁾。独居受刑者

⁽²⁵⁾ 2002年1月8日の朝日新聞の報道により、無期懲役の中に仮釈放の認められない特別の類型を作っているという秘密通達を検察庁が出していることが判明した。この通達は前文しか公表されておらず、検察庁は本文の開示を拒否している。

⁽²⁶⁾ マル特事件に指定されるのは、動機・結果の悪質性のほか、前科・前歴、動機などから、同様の重大事件を再び起こす可能性が特に高いなどと判断した事件。

⁽²⁷⁾ 矯正局の編集した職員研修の教科書「行刑法」では、この昼夜間独居拘禁の対象者は、1・他の者と全く共同作業ができない特異な性格を有する者、2・暴力的傾向や他の被収容者を扇動する性癖を持っていて、共同生活をさせる場合には、行刑施設の保安を害するおそれが特に顕著な者、3・他の者から、精神的、身体的圧力を受けやすい者とされている。無期刑受刑者の初期にはこういう者が多く、独居房にいられることとなる。

⁽²⁸⁾ 石塚伸一監修、龍谷大学矯正・保護研究センター編者『国際的視点から見た終身刑—死刑代替刑としての終身刑をめぐる諸問題—』成文堂、2003年、pp.165-166.

の一日の日課は一般受刑者と変わらないが、大きく異なる点がある。それは、全ての作業・日課を一人で行うという点だ。一般受刑者は部屋を出て工場に働きに出るが、独居受刑者は3畳一間の独居房の中で作業を行う。その他休憩・食事・余暇時間・就寝も同じ独居房でとることになる。この間他人と会話をする機会は朝の点検の時のみとなり、その他独り言でさえ話すことを禁じられている。また、運動や入浴も実施はされるが、運動は30分ほど、同じ建物の屋上の通称「鳥かご」といわれている6畳程度の場所で一人で行われ、入浴も15分程度、単独入浴室に一人で入ることになる。当然ここでも他の受刑者との会話は無い。1日15分間回覧の新聞を読むことができ、ラジオを聴くこともできるが、テレビを見ることはできず、運動会、ソフトボール大会、週末に行われる慰問演芸にも参加することはできない。また、刑務所によっては就寝時間前は座った姿勢が義務づけられていて、立ち上がったたり、壁によりかかったり、足を崩したりすることも禁じられているところもある。このような人と隔離され、動くことさえままならない状態で、精神や肉体が無事でいられるはずはない。共同生活ができない人間をこのように隔離し、より精神的に参らせるこの独居房はただの悪循環に思えてならない。

2・終身刑と無期刑の比較と日本の改善点

第2・3章を見てきて、世界の終身刑と日本の無期刑の違いは、仮釈放制度である。終身刑の仮釈放制度は、仮釈放できない、または何年後に審査があると明確である。しかし日本の場合はいつ審査があるかわからない。もしかしたら一生出所できないのかもしれない、という曖昧さがある。また、アメリカでは知事が恩赦の権利を持っていて、フランスでは受刑者自ら仮釈放の申請をできたり、司法大臣だけでなく、裁判所が仮釈放の決定権を持っている。イギリスでは判決のときに裁判官か内務大臣がタリフを定めている。しかし日本の無期刑では、仮釈放の有無は刑務所長の主観的な意見で決まってしまう。そして審査もあまり行われず、仮釈放申請前の検察官への求意見書でも「その必要なし」との意見で返ってくるのが当たり前になっている。この曖昧さの中で、世界の終身刑受刑者と異なり、日本の無期刑受刑者は精神・肉体の障害に苦しめられるのである。確定死刑囚・大道寺将司はこう述べている。「死刑囚は長時間拘禁されたからではなく、いつ死刑囚として処刑されるかわからないという状況に置かれているが故に、精神的に病んでしまうのです。たとえ生涯塙の外に出ることができなくとも、塙の中の生活もまた人生です」⁽²⁹⁾。これは無期刑の者にもいえるのではないだろうか。死刑囚は死が待っているのになかなか処刑されずに病んでいくが、無期刑受刑者は、いつか外にでられるという希望を持っているのに、何年も何年もそれを裏切られて希望を絶望へと変えていく。そうして精神が病んでいくのである。2章で終身刑受刑者が言っていたように、住めば都、外に出られる希望がないのならないで、人間はやっていけるのである。仮釈放のない終身刑の利点の一つは、仮釈放がないと明確にわかるところにあり、仮釈放の

⁽²⁹⁾ 菊田幸一、前掲書、p.284.

ある世界の終身刑の利点は、何年後に審査があり、また、自分で申請書を出せることころである。

また、フランスの制度と日本の大きな違いは、日本では無期刑の者がもし出所できても死ぬまで仮釈放期間が続くが、フランスでは試験期間が5年以上10年未満を定まっていることころである。一生仮釈放でいることは毎日気を使わなくてはならず、耐え難いものである。きちんと更生をして出所した者には一生付きまとう枷である。フランスのようにある一定の試験期間だとしても、再犯に影響はない⁽³⁰⁾。一概にそれをそのまま導入すればいいとは思わないが、日本もフランスのように仮釈放期間を定めたほうが良いのではないだろうか。

恩赦の違いも日本と世界とでは顕著である。世界のほとんどの国が恩赦によって減刑を行っているが、日本では恩赦はほとんどなされない。デンマークの12年経過後に恩赦による審査を受ける権利がある、やスウェーデンの仮釈放のない終身刑に科しても恩赦の可能性を残すなど、日本でも恩赦をもっと活発に活用すべきではないだろうか。恩赦や仮釈放の制度の見直しをすれば、刑務所内受刑者で溢れるということは少し改善されるであろう。

最後に施設と更生プログラムの問題に触れておく。日本の刑務所の仕事や待遇で、受刑者が更生できるかといえば疑問がある。無期刑の受刑者は社会復帰ができるのだから、社会復帰を目的としたプログラムを組むべきではないだろうか。このことを考えると、無期刑受刑者の人間性を破壊し、社会復帰を困難にしてしまう昼夜間独居拘禁をなくすべきではないだろうか。また、日本は無期刑受刑者と一般受刑者を区別して扱うが、アメリカのように同じ仕事を就かせ、同じ場所で過ごさせるべきではないだろうか。長期受刑者は特殊な精神状況におかれているので、その者だけを集めて隔離しても得られるものは少ない。出所していく者を見たり、色々な人と触れ合って、少しでも希望を見出せるような収容の仕方を日本はすべきである。

3・政府の出した問題点への反論

序章でもあげたように、政府は終身刑導入に対して反対意見を持っている。その理由として、序章で述べたことをもっと詳しく見てみると、与党終身刑PT（与党政策責任者会議終身刑に関するプロジェクトチーム）において、法務省は以下のような問題点をあげている。

①終身釈放の期待を持つことのできない刑を新設することは、人道的に好ましくない。

⁽³⁰⁾ 1982年から15年間、1982年に出所した犯罪者に対する再犯の追跡調査の結果、前科が性犯罪である者の再犯率は7%（うち、再犯も性犯罪である者は2%）であり、前科が殺人であった者の再犯率も7%であった（うち、再犯も殺人であった者は1%）。1997年にも同じ調査が5年間に渡り行われたが、こちらは初犯が性犯罪の者の再犯率は1%で、初犯が殺人であった者が懲役に処せられているケースはなかった。

- ②終身にわたる拘束は、人格が完全に破壊されてしまうなどの悪影響があり、人間の尊厳、人間性に反する。
- ③終身刑は、いわば緩慢に死刑を執行するようなものであり、一生社会へ戻さないのだから、ある意味では死刑より厳しい刑である。
- ④本人に全く希望を失わせることは、人格形成の無限の可能性を奪うことである。
- ⑤終身自由刑は、再社会化という行刑目的に反する。
- ⑥社会復帰を前提とした現状の処遇制度（累進処遇・作業・職業訓練・各種教育等）が妥当しないこと。
- ⑦受刑者処遇に多大な困難が伴うこと（受刑者の精神的荒廃・社会復帰の希望のない者に対する長期にわたる処遇の困難性）。
- ⑧新たな体制設備が必要となること（警備力の強化・医療・介護等のスタッフの充実）

(31)

以上のように政府は述べているが、これは終身刑導入を妨げる屁理屈にしか思えない。まず①に関してだが、死刑を存置している日本がこのようなことをいうこと事態信じられないことである。①③の終身刑は人道的によくない、死刑より厳しいという意見に対しては、仮釈放の終身刑を導入すれば済むことであり、また、仮に仮釈放のない終身刑を導入したとしても、終身刑は自由を奪う者であっても、決して命を奪うものではない。仮釈放のない終身刑受刑者が死ぬことがあるとしたら、それは病死か老衰である。命を受刑者の意思とは関係なしに奪う死刑より残酷なはずはない。加えて恩赦などを活用すれば、④の希望を持たせることも、⑤⑥に出てくる行刑目的とも合致する。②に出てくる長期収容の人格破壊と⑦の精神的荒廃についての問題は、第2章のアメリカの終身刑受刑者の例でわかるように、長期間収容されたからといって人格破壊が起こるわけではない。日本の場合一番過酷な状況にいるのは死刑囚であるが、死刑囚が絶望のあまり、他の受刑者より、施設の規律や秩序を乱したという話は聞かない。もし精神的荒廃が見られるとしたら、それは先ほど述べたように下手な希望を持たせてから絶望へと追いやったり、刑務官や他の受刑者との間で起こる人間関係故のものではないだろうか。第3章の2であげた大道寺将司はこのようにも述べている。「いつ処刑されるかわからない、という思いを抱かずにすむのであれば、長期間拘禁されても、精神病を病む人は少なくなるはずです。たとえ生涯、塀の外に出ることができなくともです。シャバとはかけ離れた厳しい生活のなかにも、喜びや生きがいを見つけ出すことは可能です」⁽³²⁾。このような話からも、②⑦の問題は重要でないように思われる。⑧に関してのみ、これは仕方ないと思う。何かをする際には新しいことが必要となる。それを躊躇しては何も始めることも変えることもできない。しかしもし仮釈放のある終身刑を導入するのであれ

⁽³¹⁾ 編者 日本弁護士連合会、『死刑執行停止を求める』、日本評論社、2005年、p.37.

⁽³²⁾ 菊田幸一、前掲書、p.274.

ば、今の無期刑を少し変化する形にすればいいので、コストはそれほどかからないであろう。

政府は世論の支持を受けて仮釈放のない終身刑を導入することを前提に、上であげた問題点を指摘したが、必ずしも世論に従う必要はない。死刑を廃止したイギリスやフランス、終身刑を廃止した国においても、世論が先導をして廃止した国はない。議会が世論を導いたのである。世論のどれほどの人が無期刑受刑者の実態を知っているのだろうか。世論は時には感情に流され、間違った方向にすすむ可能性がある。日本でも、世論を正しい方向に導くように、政府が刑務所内のことをしっかり把握し、口先ばかりの議論をするのではなく、最適だと思う刑を導入すべきである。そのことを考えれば上であげた問題は問題ではなくなるのではないだろうか。

結論 最も望ましい刑とは

本稿では、世界の終身刑と日本の無期刑を比較して、終身刑は無期刑より優れたものなのか、政府の言うように終身刑を導入することはそれほど困難なのか、を述べてきた。そして仮釈放のない終身刑を導入すべきか、という結論を導きだそうとしたわけだが、私は仮釈放のない終身刑のみを導入することは危険だと思う。世界でも仮釈放のない終身刑のみを死刑の代替刑として導入している国は少ない。もし仮釈放のない終身刑のみを導入したとしたら、ドイツで起こったように、違憲だなんだと問題になることは目に見えている。また、仮釈放のない終身刑を導入することによって、政府のあげたような問題が起きる可能性もあり、加えてアメリカのように終身刑を濫用してしまうと、ただでさえ過剰収容している刑務所がもっと受刑者であふれてしまい、刑務所は足りなくなり、医療費や受刑者を養うためのコストがかかってしまうだろう。

では、もし日本で終身刑を導入するのならどのような終身刑を導入すべきだろうか。私はアメリカやイギリスのように、仮釈放のない終身刑と仮釈放のある終身刑から選べる制度を導入すべきだと考える。その選別は困難を伴うだろうが、現在ある死刑相当の罪を犯した者、また、再犯の過剰なものを仮釈放のない終身刑に科し、それ以外の重大な罪を犯したものを仮釈放のある終身刑、つまり今の無期刑を科するのが望ましいと思う。しかし、今の無期刑も改善していかななくてはならない。第3章2であげた改善点①仮釈放できるかできないかをはっきりさせる。②仮釈放期間（保護観察期間）の制限をする。③恩赦をもっと活用する。（仮釈放のない終身刑にも恩赦を残す。）④社会復帰を目的とした更生プログラムを作る。⑤独居房を廃止し、有期刑受刑者と無期刑受刑者を同じ場所で同じように扱う。の5点を考慮していく必要がある。仮釈放しないならしないとはっきりさせた方が良いと言いながら恩赦を活用すべきだと言うことは矛盾しているように思えるが、反省して真つ当な人間になった者をいつまでも拘禁していく必要はない。もし刑務官が見て更生したと思った時、所長や被害者、被害者遺族などと話し合っ、仮釈放を認めても良いのではないかと私は思う。

最高の刑と考えたときに何を利点とするのかは、受刑者の立場と被害者の立場では異なる。しかし刑務所を、ただ犯罪者を拘禁して世の中にださないようにする場でなく、間違っ、たことをした者を更生させ、真つ当な人間として社会復帰させることを目的とする場だと考えるのなら、本稿で述べてきたような終身刑導入をぜひ検討してもらいたいと心から切望する。

引用・参考文献

- ・永井憲一、室井力、利谷信義、宮坂富之助、舛井常喜、宮澤浩一編者『三省堂新六法 1990』三省堂、1989年
- ・菊田幸一『死刑と世論』成文堂、1993年
- ・年報・死刑廃止編集委員会『終身刑を考える 年報・死刑廃止 2000－2001』インパクト出版会、2001年
- ・年報・死刑廃止編集委員会『年報・死刑廃止 2003 死刑廃止法案』（菊田幸一「死刑に代替する終身刑」）インパクト出版会、2003年
- ・石塚伸一監修、龍谷大学矯正・保護研究センター編者『国際的視点から見た終身刑－死刑代替刑としての終身刑をめぐる諸問題－』成文堂、2003年
- ・菊田幸一『死刑廃止に向けて 代替刑の提唱』明石書店、2005年
- ・日本弁護士連合会編者『死刑執行停止を求める』日本評論社、2005年
- ・浜井浩一『刑務所の風景－社会を見つめる刑務所モノグラフ－』日本評論社、2006年
- ・ *FEDERAL PROBATION*, March 1962. Vol.25

参考URL

- ・ NPO法人 監獄人権センター <http://www.jca.apc.org/cpr/main.htm>
 - ・ 愛知県弁護士会「アメリカの死刑モラトリアムと刑務所を見て」
<http://www.aiben.jp/page/library/kaihou/1603keimusho.htm>
- ・ 龍谷大学C R R C研究年報第3号
http://books.google.com/books?id=G0KVqUKz1K8C&pg=PA40&lpg=PA40&dq=%22%E3%82%A2%E3%83%A1%E3%83%AA%E3%82%AB+%E3%81%AE+%E7%B5%82%E8%BA%AB+%E5%88%91%22+%22%E5%8F%97%E5%88%91+%E8%80%85%22&source=web&ots=zGLfsjO0CF&sig=QJMBUJhh2oeHdj-THImQ_AGIK5s#PPA103,M1